

< 社長からの借入金をチェックしよう >

今回より「安定性」の比率に入ります。

自己資本比率 (X7) = 自己資本 / 総資本 × 100

この指標は数値が大きいほど、評点がプラスとなります。
 (上限値 68.4 下限値 -23.5)

上限値は 68.4 で改正前の 56.0 を上回り最高になるには以前より厳しくなりました。この指標のうち自己資本を増やすのは大変です。増資をするか利益を出して内部留保をしなくてはなりません。目標とする利益が出せるのなら苦労はいいりません。利益がでないから苦労しているのです。そこで、分子の総資本を減らすことを考えます。総資本の額は、貸借対照表の負債資本合計の額で、利益を出して資本を増やすのは大変なので、負債を減らして総資本を少なくすることになります。

負債を減らす方法はいろいろ考えられますが、今回は社長からの借入金について考えてみましょう。中小企業においては、社長個人にお金がある場合に、会社が社長個人から借り入れて資金をつなぐ場合があります。社長借入金は、すぐ借り入れられて利息なし、返済もある時払いの催促なしというものが多く、会社にとっては手軽な資金調達手段です。しかし、その手軽さが災いして、返済資金があっても返済しなかったり、その資金で不要な物を購入したりすることがあります。

社長借入金を減らすには次の二つが有効です。

債務の株式化

この方法は、借入金を資本金に振り替えるものです。借入金を資本金に振り替えると負債が減りますが、同じ金額だけ資本が増えるので、総資本は減りません。総資本の減少対策ではないのですが、自己資本が増えて、自己資本比率はよくなります。

債務の株式化は、上場企業の企業再建の方法として注目されています。この場合は、銀行等がその会社への債権の

一部を免除し、代わりに、その会社の株式を受け取るという手法です。その会社が立ち直り、株価が上昇すれば、その株を株式市場で売却し貸出債権を回収しようというものです。

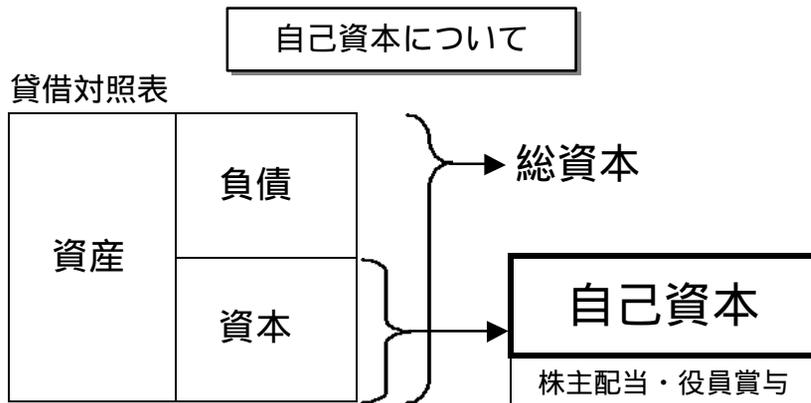
中小企業においては、株式市場から資金回収などできませんが、経審対策のためその考え方だけは利用できます。(上場企業における債務の株式化は、様々な事態を想定しているいろいろな手法、仕組みが考えられているようです。)

ただし、増資により資本金が 5000 万円を超えると交際費が全額課税され、資本金が 1 億円を超える場合には、中小法人に対する特例がなくなり、通常、法人税等が増えます。また、増資による贈与税の問題もありますので、実行にあたっては、顧問の税理士さんにご相談ください。

資産売却 借入金返済

企業には、不要な資産が結構あります。ゴルフ会員権などはその例だと思えますがいかがですか。他にもいろいろ思い当たりませんか。このような資産を保有していると、通常、点数が下がります。社長さんへ売却し、借入金と相殺しましょう。不要な資産がない場合には、必要な資産でも売却し、借入金と相殺します。この場合には、その資産を社長さんから借りることになります。

WISENET編集部 松村 清 (税理士)



Wisdom99 **経審点数計算・点数アップシミュレーションシステム (好評発売中)**
 Wisdom99 **経審申請書類作成システム (新発売・ご注文受付順の県版から順次発送していきます。)**

資料請求
 注文希望 (注文用紙を送付します。)

*すでにご注文をいただいたお客様にもこのFAXは届いております。

資料請求・ご注文は上欄に必要事項を記入の上、FAXにて当社までご返送下さい。

FAX.0269-65-4745

下記にご連絡先をご記入下さい。ユーザー様で前回登録時と変更のない場合には、貴社名と担当者名、TELのみをご記入下さい。

貴社名	
ご担当者様	ご役職・部署名
ご住所 (商品送付先) 〒	
TEL	FAX
e-mail	決算月